大 宮 荘 策

学位の種類 法 学 博 士

学位記番号 法 第 20 号

学位授与年月日 昭和51年 3月10日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

論 文 題 目 宗教法の研究

論文審查委員 (主查)

 教授 小 嶋 和 司
 教 授 樋 口 陽 一

 助教授 藤 田 宙 靖

論文内容の要旨

1. 本論文は次の章別編成から成る。

第一章 序 論

第二章 統教論

第三章 治教論

第四章 宗教法の観念

第五章 宗教法の法源

第六章 宗教団体論

第七章 宗教団体法人論

第八章 宗教団体包括関係論

第九章 本末関係及び法類論

第十章 宗教団体機関論

第十一章 教師論

第十二章 檀教信徒氏子崇敬者論

第十三章 わが国における宗教立法の沿革

第十四章 宗教法人制度論

第十五章 国際宗教法論

第十六章 結 語

2. 宗教に関する法についての研究としては、我国では戦前,下間空教氏の「宗教法研究」(昭和12年)という秀れた先駆的研究があり、戦後は、井上恵行氏の「宗教法人法の基礎的研究」(昭和44年)等の業績がある。しかし、下間氏の研究は、組織的体系的宗教法論を展開しようとしながらも、未完成のままに終っており、その他の業績はいずれも部分的テーマの研究にとどまっている。本論文はこれらの諸業績を踏まえつつ、従来見られなかったほどの包括性をもって、宗教に関する法についての広汎且つ多岐にわたる研究を試みたものである。

総論的部分として、まず、宗教法の観念と宗教法の法源を論じ、次に国家の宗教団体に対する統治作用たる統教権について、歴史的に観察し、その現代的観念に及び、さらに宗教団体の自己の宗門に対する統治作用たる治教権を論じ、また宗教団体の意義と本質、その種類、宗教団体の目的、構成要素、その存在形態、さらに宗教団体の法人格非法人宗教団体等について論じている。さらに、各論的部分としては宗教団体の包括関係について、包括の概念、包括形態、包括の法的性質、包括関係の設定、変更、廃止及び消滅を論じ、あわせて本末関係、法類にも論及している。また、宗教団体の機関を統理機関、執行機関、議決機関、審査機関、監査機関及び諮問機関に分けて論述し、教師(聖職者)については、その意義、資格、等級、名称、任免進退、権利義務、制限等について論じ、信者については、これを檀教信徒氏子崇敬者の一括名称のもとに、それぞれについて、その意義、資格、地位の得喪、その権利義務等について論じ、あわせてその総代に論及している。また、わが国における宗教立法の沿革について述べ、さらに宗教法人制度について宗教立法の限界を論ずるとともに、最後に、国際宗教法について、その観念、宗教事項をふくむ一般条約及び政教条約についても論及している。

論文審査結果の要旨

本論文は広範なテーマをとりあげている。その内容は必ずしも、総合的な理論体系にまで高められているとはいえないが、それは、我国における宗教法学の歴史及び現状に照らしてやむを得ない。それぞれのテーマについての叙述は、精力的に集められた文献の渉猟の上に立つもので、現段階における我国宗教法学の成果を総合したものということができ、叙述も平明で、今後の我国宗教法学に寄与するところ少なからぬ業績であると認められる。

以上によって、本論文の提出者は、法学博士の学位を授与されるに値するものと認める。